

## 提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方

提出された意見等	意見に対する考え方
<p>意見公募対象である、「特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案等」により、工事設計認証番号を簡略化することができるとともに、既に市場等に出ている適合表示無線設備については、変更の工事をせずに他の認証工事設計に合致する場合は同一工事設計認証番号とすることを可能とするものとなっております。今回の省令等の一部改正案は今後の特定無線設備の利用形態の更なる発展に繋がるものと考え、本改正省令案等に賛成するとともに、速やかに上記省令等の改正が行われることを希望します。</p> <p>また、上記省令等の改正後の運用を一元的且つ効率的に実施するためにも、他の工事設計認証番号と同一とすることが出来る範囲（法第38条の7第3項に規定する変更の工事をせずに他の認証工事設計に合致する場合）をご明示いただくことを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>賛同意見として承ります。</p> <p>御意見を踏まえ、わかりやすい条文に修正しました。</p>
<p>新たな無線設備の認証を取得する場合、既に認証を取得している無線設備に包含していれば、既に取得している無線設備と同じ工事設計認証番号でよい。と言う制度は賛成です。</p> <p>具体的には、ギャップフィルタ（以下GFとする）の場合、最初に、受信部のヘッドアンプ（以下H/Aとする）と送信部のGFの組合せで工事設計認証を受け、工事設計認証番号を取得します。</p> <p>次に、GF2～GFn個までの工事設計認証番号を取ります。この工事設計認証番号でH/AとGFを納入設置したのち、新たにGFを追加する場合は、同一の工事設計認証番号が使用できます。</p> <p>しかしながら、一方、技術基準適合証明を取得し、一旦、納入設置したH/AとGFの組合せに、新たにGFを追加することは出来ません。これは、一旦、運用が開始された無線局のH/Aは取り外すことはできないからです。また、技適は製品検査に該当しております。</p> <p>今後、技適で納入した無線局において、新たにGF局を追加したいと言うニーズは発生すると考えられ、この対策の規則も必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本アンテナ株式会社】</p>	<p>賛同意見として承ります。</p> <p>今回の改正は、工事設計認証について、利便性を勘案し、表示の簡素化を行うもので、個体ごとに証明を取得する技術基準適合証明は対象としておりません。</p>

<p>今回の改正の主題である工事設計認証番号の複数表示の簡素化等には賛同しますが、下記の点につきまして配慮願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事設計認証番号と技術基準適合証明番号は一体的な番号として長期に亘って定着しているもので、改正案のように、工事設計認証番号のみについて、特定無線設備の種別表示をなくし登録証明機関等が個別に定める等の新たな枠組みとすることは、是までの表示制度の意にそぐわないこととなり、管理上も支障を来すこととなるので、従来通りの一体的な枠組みを踏襲して頂きたい。なお、新たに導入の複合無線設備への番号表示についても基本は従来通りとして頂きたい。</li> <li>2. 既存の工事設計認証番号の扱いについても、1. 項に示すように工事設計認証と技術基準適合証明は一体的な扱いとして頂きたい。</li> <li>3. 改正案の本文及び附則は、表現の関係で非常に難解のため、解り易い表現に改めて頂きたい。</li> </ol> <p style="text-align: right;">【アイコム株式会社】</p>	<p>賛同意見として承ります。</p> <p>今回の改正は、工事設計認証番号について、利便性を勘案し、表示の簡素化を行うものです。</p> <p>工事設計認証番号の管理等については、現在の総合無線局管理ファイルを拡充する予定です。また、本文及び附則については、御意見を踏まえ、わかりやすい条文に修正しました。</p>
<p>本省令案等につきましては、昨今の無線設備の技術革新等に対応したものであり、また、新たなサービスの迅速な提供に有効であり適当であることから賛同するとともに、早急に施行して頂くことを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【UQ コミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>賛同意見として承ります。</p>

<p>我が国における電波利用が飛躍的に進展し、無線設備の具備する機能が多種多様な拡がりを見せる現状において、特定無線設備の技術基準適合証明に関する表示の簡略化を推進する今回の省令改正案に賛同いたします。</p> <p>1 台の無線設備に複数の特定無線設備が収められている場合に、一つの工事設計認証番号が付与されることで、表示の簡略化を図ることができるため、製造面での効率化だけでなく、ユーザーにわかりやすい表示となることが期待できると考えます。</p> <p>法第 38 条の 7 第 3 項に規定する変更の工事をせずに他の認証工事設計に合致する場合に、新たに付与される工事設計認証番号を既存の工事設計認証番号と同一とすることによって、表示の貼り換えを省くことが可能となる効果が期待できると考えます。</p> <p>また、「変更の工事をせずに」の条件について、具体的内容を例示いただけると、省令改正の効果が一層期待できるものと考えます。</p> <p style="text-align: center;"><b>【一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会】</b></p>	<p>賛同意見として承ります。</p> <p>御意見を踏まえ、わかりやすい条文に修正しました。</p>
<p>今回の改正案に賛同いたします。</p> <p>単一の機器で多種の種別の認証取得の事例が生じており又小型化で表示場所の制約がある場合等有益な対応と考えます。</p> <p style="text-align: center;"><b>【株式会社ケンウッド】</b></p>	<p>賛同意見として承ります。</p>

今回の認証工事設計に基づく特定無線設備の表示に関する制度の改正について、基本的に賛成です。

もとより、無線機器に関する基準認証制度は、電波の混信の防止、無線局の免許手続きの簡素化、特定無線設備の利用者の負担軽減等の面から、現在、適切に機能しているものと考えていますが、一方、本制度を電波利用技術の進展や社会における電波利用のニーズの変化、さらには我が国産業の発展と競争力の強化を考慮して、見直していくことも重要と考えます。

このような視点から今回の省令改正案について、意見を下記のとおり申し上げます。

#### 記

##### 【一元的に管理・公表する体制の整備について】

1 認証の表示は、市場の無線設備が認証を取得した工事設計に合致するものとして製造されたことを示すものであるため、基準認証制度上において極めて重要なものと考えます。その意味において、今回の省令改正案において、既に認証を取得した工事設計に基づく適合表示無線設備が変更の工事をせずに、新たな工事設計に合致する場合、新たな工事設計の認証に係る表示を既に認証を取得した工事設計の認証に係る表示と同一とすることができるものと規定していますが、その結果、複数の工事設計に対して同じ認証の表示が存在することとなり、認証の表示と市場にある無線設備の工事設計との紐付けが困難になる恐れがあると考えます。このため異なる工事設計に同一の認証の表示を認める場合は、これらの紐付け、すなわち認証の表示から該当する認証工事設計を把握することが可能な仕組みを構築する必要があると考えます。また、この紐付けについて、利用者や各証明機関等が容易にその内容を把握することができる様、国等において一元的に管理・公表する体制を整えて頂く必要があると考えます。

##### 【規定の明確化について】

2 省令改正案の様式第7号注5の但し書き(2)において、「・・・変更の工事をせずに・・・同一とすることができる」と規定されていますが、この規定の意味するところをより明確にする必要があると考えます。認証の表示は、制度の根幹に関わるものであること、また、認証業務は、国内外で約20の証明機関が事業を行っており、これら証明機関の間で同じ考え方の下に審査する必要があること、認証を申込する側からも規定の意味の明確化が必要であること等から、誤

賛同意見として承ります。

現在、総務省電波利用ホームページにおいて公開している「技術基準適合証明等を受けた機器の検索」機能によって、工事設計認証番号から当該番号に紐付く無線設備の工事設計を検索可能ですが、本改正に合わせ引き続きご指摘のような機能の充実を図る予定です。

御意見を踏まえ、わかりやすい条文に修正しました。

解の無い様、規定の意味するところの明確化や認証の表示を同一とすることができる要件等を明らかにする必要があると考えます。

**【認証の表示の体系について】**

3 認証の表示体系を、省令改正案の様式第7号注5において新たにすることとしていますが、現在、証明機関は、総務省告示第460号に規定されている証明機関が付することができるその他の文字等を活用して、特定小電力機器等の用途、有線回線との接続の有無及び使用周波数帯等を区分し、外部からの照会や統計処理等に利活用しています。新たな表示の体系についても証明機関において柔軟な対応が可能な様、省令改正案の「登録証明機関区分(3桁) - ☆☆☆☆☆(6桁)」について、ハイフンを削除し、桁数を一桁追加して、「登録証明機関区分(3桁)☆☆☆☆☆☆(8桁)」か、桁数を2桁追加して、「登録証明機関区分(3桁) - ☆☆☆☆☆☆☆(8桁)」とすることを希望します。

**【施行時期について】**

4 施行時期が、省令改正案の附則において、第一区分(免許不要)、第二区分(包括免許)と第三区分(その他免許局)では異なっていますが、この経過措置の期間において、一の筐体に異なる区分の特定無線設備が含まれているものを同時に認証するような場合においては、区分毎に認証の表示の体系が異なるなどの問題も生じる可能性もあることから、施行時期については、全ての区分について同時にすることが望ましいと考えます。

**【財団法人テレコムエンジニアリングセンター】**

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案等につきましては、技術基準適合証明に係る無線設備への表示方法について、実態に沿ったより合理的な制度となることから、これに賛成いたします。

**【KDDI 株式会社】**

表示の簡素化では、将来の認証数の増加にも十分対応可能と想定される桁数の範囲で、表示桁数をできる限り短くすることにしております。

対応可能な区分から早期に施行しようとするものです。

賛同意見として承ります。

<p>今回の改正の主題である様式例第7号注5(2)には賛同しますが、下記の点につきまして配慮願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事設計認証番号と技術基準適合証明番号は一体的な番号として長きにわたり定着しているもので、改正案のように、技術基準適合証明番号と工事設計認証番号が別々の基準で付与された場合は利用者に混乱を与えるので、従来通りの一体的な基準で付与願いたい。</li> <li>2. 改正案では、工事設計認定番号には4文字目を「- (ハイフン)」としているが、特定無線の種類を表示する番号が省略されると、消費者側では無線設備の種類が識別しづらくなりますので、技術基準適合証明番号と同様に4文字目及び5文字目は特定無線設備の種類に従って番号を付与願いたい。</li> <li>3. 異なる認証工事設計に基づく二以上の特定無線設備を一の無線設備に収められたもの(複合無線設備)においても特定無線設備の種類が表示されるように番号を付与願いたい。</li> </ol> <p style="text-align: right;">【社団法人全国船舶無線工事協会】</p>	<p>賛同意見として承ります。</p> <p>今回の改正は、工事設計認証番号について、利便性を勘案し、表示の簡素化を行うもので、個体ごとに証明を取得する技術基準適合証明番号は、従来どおりとするものです。</p> <p>表示の簡素化では、将来の認証数の増加にも十分対応可能と想定される桁数の範囲で、表示桁数をできる限り短くすることにしております。</p>
<p>今回の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案等については、今般の事業者等のニーズにあった改正であると評価いたします。</p> <p>我々、事業者にとって実態にあったより効率的な運用を図ることができ、ひいては利用者にも対してもメリットのある改正と考えており、早期の実現を望みます。</p> <p>また、今後とも、環境変化に応じた制度の見直しを期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ウィルコム】</p>	<p>賛同意見として承ります。</p>